

令和元年度第10回筑西市農業委員会総会議事録

1、開催日時 令和2年1月10日（金）午後1時35分 から 午後2時30分

2、開催場所 筑西市役所 4階 全員協議会室

3、出席委員（22人）

会	長	13番	水柿	重壽
委	員	1番	赤城	美子
		2番	柴	保
		3番	吉田	隆一
		4番	高島	敏男
		5番	齊藤	秀樹
		6番	水越	修一
		7番	竹内	善美
		8番	宮山	繁治
		9番	小島	栄
		10番	飯島	新九郎
		12番	坂入	進
		14番	國府田	喜久男
		16番	稲見	くに子
		17番	飯泉	孝
		18番	栗島	和子
		19番	谷島	悦夫
		20番	鳩貝	英子
		21番	小野田	勝男
		22番	関口	均
		23番	吉原	一雄
		24番	齊藤	一弥

4、欠席委員 15番 栗島 菊雄

5、議事日程

1、開会

2、議事録署名委員の指名

3、議案

- 議案第 55 号 農地法第3条の規定による許可について
- 議案第 56 号 農地法第5条の規定による許可について
- 議案第 57 号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について
- 議案第 58 号 買受適格証明願（3条）について
- 議案第 59 号 現況確認証明（非農地証明）について
- 議案第 60 号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）について

4、報告

- 報告第 48 号 農地法第3条第1項第13号の規定による届出について
- 報告第 49 号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
- 報告第 50 号 制限除外の農地移動届について
- 報告第 51 号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について

5、閉会

6、農業委員会事務局職員

事務局長	山形 浩之
次長兼農地調整課長	田所 秀一
農地調整課庶務調整グループ副参事	菊地 雄一
農地調整課庶務調整グループ係長	渡邊 静香
農地調整課庶務調整グループ主任	倉持 寿和
農地調整課庶務調整グループ主事	堀江 孝明

7、会議の概要

議長

皆さん、改めましてあけましておめでとうございます。

新年を迎え、令和2年となりましたが、去年は国内の広範囲に台風が大きな被害をもたらした年でした。今年は災害のない、平穏な一年となることを願いますとともに、今年も皆さん健康に十分留意していただき、委員会活動をお願いしたいと思います。

それでは、只今より、令和元年度第10回筑西市農業委員会定例総会を開会いたします。

只今の出席委員は、22名であります。よって定足数に達していますので会議は成立いたします。

なお、欠席の報告がありました委員は、15番・栗島菊雄委員です。

会議書記に、農業委員会事務局の山形局長、田所次長、菊地副参事、渡邊係長、倉持主任、堀江主事の諸君を指名いたします。

本日の日程は、お手元に配布したとおりであります。

なお、会期は、本日1日といたします。ご了承を願います。

次に日程第2、議事録署名委員の指名を行います。

筑西市農業委員会会議規則第12条第2項の規定により、22番・関口委員と23番・吉原委員、以上2名を本会議の議事録署名委員に指名いたします。

次に、日程第3、議案第55号「農地法第3条の規定による許可について」を上程いたします。

なお、受付番号5番の議案については、除斥がありますので、先に審議いたします。

受付番号5番は、24番議席・齊藤一弥委員が関係者となっておりますので筑西市農業委員会会議規則第10条の規定により、除斥を願います。

午後1時35分 除斥

それでは、議案について、事務局より説明願います。

事務局

倉持主任より説明いたします。

議案第55号、農地法第3条の規定による許可について、令和2年1月10日提出、筑西市農業委員会・会長・水柿重壽。次のページをお願いいたします。

番号：5番、譲受人：筑西市稲荷、譲渡人：水戸市上国井町、申請土地の表示：稲荷字駒ノ口、台帳地目：畑、現況地目：畑、面積：54㎡、外6筆、合計7筆、合計面積4,794㎡、契約内容：売買、譲受人の経営面積：6,475a、従業者数：4(3)、譲渡人の経営面積：103a。以上です。

議長

只今、事務局より説明がありました。

ここで、調査委員の報告をお願いします。

竹内善美
委 員

7番、竹内です。

受人は、地域でも代表的な大きな農家です。また、譲渡人の方が農林振興公社ということなので、何ら問題ないと思いますが、皆様方の更なるご審議のほどをお願いいたします。

議 長

調査委員よりの報告は、以上でございます。
ご質疑がありましたらお願いします。

委 員

「異議なし」

議 長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。

議案第55号、受付番号5番を採決いたします。

議案第55号、受付番号5番を原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって議案第55号、受付番号5番は原案どおり許可することに、決しました。

ここで、24番議席・齊藤一弥委員の除斥を解きます。

午後1時37分 解除

議 長

つづいて、受付番号1番から4番並びに6番から16番を審議いたします。
議案について、事務局より説明願います。

事務局

倉持主任より説明いたします。

1番、筑西市嘉家佐和、筑西市嘉家佐和、嘉家佐和字出口、畑、畑、1,472 m²、売買、376a、3(2)3a。

2番、筑西市辻、筑西市辻、辻字駒塚北、畑、畑、1,007 m²、売買、78a、2(1)、24a。

3番、筑西市鍋山、筑西市鍋山、鍋山字屋敷付、畑、畑、1,047 m²、売買、102a、4(2)、47a。

4番、筑西市藤ヶ谷、水戸市上国井町、藤ヶ谷字大崎、田、田、2,862 m²、売買、1,645 a、3(3)、103a。

6番、筑西市西石田、筑西市嘉家佐和、西石田字上石田、畑、畑、1,092 m²、売買、29a、2(2)、122a。

7番、筑西市西石田、筑西市旭ヶ丘、嘉家佐和字出口、畑、畑、1,267 m²、賃貸借、29a、2(2)、5,336a。

8番、下妻市谷田部、筑西市国府田、折本字北板堂、畑、畑、355㎡、売買、79a、2(2)、155a。

9番、筑西市関本上、東京都港区港南、関本上中字三道、畑、畑、1,010㎡、外1筆、合計2筆、合計面積2,055㎡、売買、197a、5(4)、19a。

10番、筑西市関本分中、筑西市関本分中、関本分中字三所、田、田、847㎡、外8筆、合計9筆、合計面積10,282㎡、売買、1,279a、3(3)、99a。

11番、筑西市関本中、筑西市関本分中、関本分中字十卷、畑、畑、1,886㎡、外2筆、合計3筆、合計面積4,846㎡、売買、490a、7(4)、99a。

12番、筑西市藤ヶ谷、筑西市藤ヶ谷、藤ヶ谷字大崎、田、田、1,752㎡、売買、1,645a、2(2)、38a。

13番、筑西市田宿、筑西市田宿、田宿字菰冠、畑、畑、245㎡、外10筆、合計11筆、合計面積11,914㎡、使用貸借、0a、3(3)、1,418a。

14番、筑西市赤浜、筑西市向上野、向上野字秋葉、田、田、3,979㎡、売買、467a、7(4)、40a。

15番、筑西市下川中子、筑西市下川中子、下川中子字川崎、田、田、3,680㎡、外1筆、合計2筆、合計面積3,838㎡、売買、85a、8(1)、41a。

16番、筑西市松原、筑西市松原、松原字中根、畑、畑、362㎡、外12筆、合計13筆、合計面積9,686㎡、売買、2,135a、4(2)、280a。以上です。

議長

只今、事務局より説明がありました。

ここで、調査委員の報告を1番よりお願いします。

関口均
委員

22番、関口です。

1番について説明いたします。先月24日に書類審査をおこない、その後、電話で確認をしようとしたのですが、双方とも連絡が取れませんでしたので、申請人の住所に出向きましたところ、本人がおり、提出された書類に問題のないこと、記載してあるとおりで間違いがないことを確認いたしました。よって、当案件は、許可相当と思われませんが、更なる皆様のご審議をお願いいたします。

議長

2番をお願いします。

齊藤一弥
委員

24番、齊藤です。

2番、4番、12番についてご報告いたします。12月24日に書類審査後、農地利用最適化推進委員を交えて協議をいたしました。まず2番についてですが、電話で確認をしたところ、この申請に間違いがないということでした。次に4番ですが、受人は農地利用最適化推進委員の方でして、現地調査の時に本人に確認しております。渡人は、農林振興公社というところでございます。最後に12番ですが、この案件も譲受人は農地利用最適化推進委員の方であります。譲渡人に電話で確認しましたところ、申請に間違いがないということでもあります。3件とも許可相当と思われまふ。皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議 長	3 番をお願いします。
齊藤秀樹 委 員	5 番、齊藤です。 3 番についてご報告いたします。先日、書類確認及び本人へ電話確認を行いました。受人は規模拡大、渡人は規模縮小したいということで、売買に至りました。許可相当と思われます。皆様の更なるご審議をお願いいたします。
議 長	6 番をお願いします。
関口均 委 員	22 番、関口です。 6 番、7 番について説明いたします。先月 24 日に書類審査をし、その後、6 番については現地確認を行いました。問題はなかろうということになりました。その後、6 番、7 番双方に電話確認をし、問題がない事を確認いたしました。よって、6 番、7 番共に許可相当と思われますが、更なる皆様方のご審議をお願いいたします。
議 長	8 番をお願いします。
柴保 委 員	2 番、柴です。 8 番についてご報告いたします。去る 24 日に書類審査、現地調査をしてまいりましたが、受人の方の土地に渡人の方の土地が隣接しておりまして、たまたま渡人が土地の管理に行きましたところ、偶然、受人と話し合いをもつことができました。売買に至ったということであり。許可相当と思われますが皆様方の更なるご審議をお願いいたします。
議 長	9 番をお願いします。
栗島和子 委 員	18 番、栗島です。 9 番、10 番、11 番についてご報告いたします。先月の 24 日に書類審査を行いました。後日、受人と渡人の方に電話で確認いたしました。受人はそれぞれ専業農家で、大きく農家をされている方です。今まで借りて作っていたところですが、今回売買の申請となりました。間違いのないと思われますが、更なる皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議 長	13 番をお願いします。
齊藤秀樹 委 員	5 番、齊藤です。 13 番、14 番、15 番、16 番についてご報告いたします。まず 13 番についてですが、先日、書類確認及び電話確認をいたしました。こちらは同一世帯ということで使用貸借でありますので、何ら問題ないかと思われ。皆様の更なるご審議のほどをよろしくお願いいたします。次に 14 番ですが、こちらは受人の方

が以前から耕作していた土地ということであり、渡人が土地を手放したいということでの売買でした。こちらの皆様のご審議のほどをよろしくお願いいたします。つづきまして15番ですが、こちら受人が耕作していた土地であります。渡人が規模縮小したいということで、売買に至ったということでした。皆様のご審議のほどをよろしくお願いいたします。最後に16番ですが、こちら受人が耕作していた土地を渡人が売りたいということで、売買に至ったということでした。書類上も問題ありませんが、皆様のご審議のほどをよろしくお願いいたします。

議長 調査委員の報告は、以上でございます。
ご質疑がありましたらお願いします。

委員 「異議なし」

議長 異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。
議案第55号、受付番号1番から4番並びに、6番から16番を採決いたします。
議案第55号、受付番号1番から4番並びに、6番から16番を原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって議案第55号、受付番号1番から4番並びに、6番から16番は原案どおり許可することに、決しました。

議長 次に、議案第56号「農地法第5条の規定による許可について」を上程いたします。
議案について、事務局より説明願います。

事務局 堀江主事より説明いたします。
議案第56号、農地法第5条の規定による許可について、令和2年1月10日提出、筑西市農業委員会・会長・水柿重壽。次のページをお願いします。
番号1番、譲受人：東京都中野区本町六丁目、譲渡人：筑西市樋口、申請土地の表示：樋口字城山、台帳地目：畑、現況地目：畑、面積：647㎡、契約内容：地上権設定、転用目的：資材置場。
申請地は、県道岩瀬二宮線の北側約226m、真岡鐵道真岡線 久下田駅の南東側約344mに位置する、鉄道駅から概ね500m以内に存する第2種農地です。候補地の検討がされております。申請者は、東京都中野区に本店を置く太陽光発電事業等を営む法人であります。当該地の周辺は、太陽光発電設備を設置する予定であり、施工する際の資材置場として利用し、その後はメンテナンスのための道具置場として使用する計画となっております。

2番、筑西市木戸、千葉県野田市中根、玉戸字山ヶ島、畑、雑種地、334㎡、外1筆、合計2筆、合計面積996㎡、売買、資材置場。

申請地は、JR水戸線玉戸駅の南側約984m、茨城県立下館工業高校の北西側約1.3kmに位置する、広がりのある農地の第1種農地です。周囲に6戸連担が確保できます。申請者は、市内で建設業を営む法人であり、支店周辺での事業のため、新たに資材置場を設けるため申請にいたっております。なお、許可前から資材置場として使用した経緯があり、始末書を添付しております。

3番、筑西市稲荷、埼玉県草加市花栗1丁目、辻字夕貝、畑、畑、327㎡、贈与、貸資材置場。

申請地は、関東鉄道常総線の南西側約243m、県道明野間々田線の北側約181mに位置する、概ね300m以内に鉄道の駅がある第3種農地です。申請者は、市内で土木建設業を営む法人の代表であり、国道294号線の西側に資材置場がなく、利便性向上のため新たに資材置場を設置するため申請するものです。

4番、筑西市小栗、筑西市折本、折本字中山、畑、畑、1,034㎡、賃貸借、太陽光発電設備。

申請地は、真岡鐵道折本駅の南東約379m、国道294号線の東側約150mに位置する鉄道駅から概ね500m以内の第2種農地です。候補地の検討がされていません。申請者は、太陽光発電設備の適地を検討する上で申請地が適地と判断し、申請にいたっております。

5番、栃木県宇都宮市鶴田町、筑西市舟生、舟生字下宿、畑、畑、7,419㎡、賃貸借、太陽光発電設備。

申請地は、県道筑西三和線沿い、筑西市役所関城支所の北北西側約485mに位置する、支所から概ね500m以内に存する第2種農地です。候補地の検討がされております。申請者は、市外で売電事業を営む法人であり、まとまった規模の太陽光発電設備を設置できる場所を検討し、申請にいたっております。

6番、東京都調布市染地2丁目、栃木県真岡市久下田、樋口字上沼、田、田、119㎡、地上権設定、資材置場。

申請地は、真岡鐵道真岡線久下田駅の南東側約367m、県道岩瀬二宮線の北側約70mに位置する、鉄道駅から概ね500m以内の第2種農地です。候補地の検討がされております。当該地の周辺は、太陽光発電設備を設置する計画となっており、関係する事業の資材置場として利用し、その後はメンテナンスのための施設として使用する計画となっております。

7番、東京都中野区中央五丁目、栃木県真岡市久下田西二丁目、樋口字上沼、田、田、119㎡、地上権設定、資材置場。

申請地は、真岡鐵道真岡線久下田駅の南東側約367m、県道岩瀬二宮線の北側約65mに位置する、鉄道駅から概ね500m以内の第2種農地です。候補地の検討がされております。申請者は東京都に本店を置く太陽光発電事業等を営む法人であります。6番の案件と同様に当該地の周辺は、太陽光発電設備を設置する計画となっており、関係する事業の資材置場として利用し、その後はメンテナンスのための施設として使用する計画となっております。

8番、宮城県仙台市青葉区木町通1丁目、筑西市黒子、辻字夕貝、畑、畑、

303 m²、売買、外 3 筆、合計 4 筆、合計面積：1,778 m²、太陽光発電設備。

申請地は、関東鉄道常総線の南西側約 252m、県道明野間々田線の北側約 215m に位置する、概ね 300m 以内に鉄道の駅がある第 3 種農地です。申請者は、太陽光発電設備の適地を検討する上で申請地が適地と判断し、申請にいたっております。

議 長

只今、事務局より説明がありました。
ここで、調査委員の報告を 1 番よりお願いします。

坂入進
委 員

12 番、坂入です。
1 番、6 番、7 番についてご報告いたします。前年の 24 日に書類審査及び現地確認を行いました。6 番、7 番はいずれも 6 月に太陽光発電目的で許可されておるものでありまして、今回は資材置場の転用目的となっております。後日、受人及び渡人に電話確認をしましたところ、相違ないとのことでありました。特に問題ないと思われませんが、更なる皆様方のご審議のほどをよろしくお願いいたします。

議 長

2 番をお願いします。

吉田隆一
委 員

3 番、吉田です。
2 番についてご報告いたします。書類審査、現場確認等問題なく、また農振除外地ということでもありますので、問題ないかと思われまます。皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長

3 番をお願いします。

栗島和子
委 員

18 番、栗島です。
3 番についてご報告いたします。先月の 24 日に書類審査並びに現地調査を行いました。後日電話で確認しました。受人の方は、地域で大きく土木建設を行っている方で問題ないかと思いますが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長

4 番をお願いします。

柴保
委 員

2 番、柴です。
4 番についてご報告いたします。去る 24 日に書類審査並びに現地調査をした結果、受人と渡人の関係でございますが遠縁関係にありまして、畑につきましましては多くの作物は作っていないような状況でありました。受人の方が、快く引き受けてくれたようなわけでございます、許可相当と思われまます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

5番をお願いします。

竹内善美
委員

7番、竹内です。

5番についてご報告いたします。先月、書類審査の後、現地調査を皆さんと
してまいりました。関城支所から500m以内ということでありまして、問題はク
リアしておりますけれど、ずっと芝畑で使用していたのですが、芝屋さんがい
い芝ができないからと、たまたまそこに太陽光を設置したい方が現れて、貸す
ことになったそうです。何ら問題はなかろうと思いますが、皆様方の更なるご
審議をよろしくお願いいたします。

議長

8番をお願いします。

齊藤一弥
委員

24番、齊藤です。

12月24日、書類審査後、現地調査をいたしました。この土地なのですが、2、
3ヶ月前にこの隣接する土地がやはり太陽光発電の申請がございまして、許可
しております。同じ敷地の隣接地なのですが、どういう訳か今回の申請になっ
たようです。電話で確認したところ、申請に間違いがないとのことですので、
許可相当と思われませんが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

調査委員の報告は、以上でございます。
ご質疑がありましたら、お願いします。

委員

「異議なし」

議長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結い
たします。

議案第56号を採決いたします。

議案第56号、受付番号1番から4番、並びに6番から8番は、30a以下の農
地転用事案となりますので、県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する
必要はないものとする、及び、原案どおり許可することに、賛成の委員は
挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって議案第56号、受付番号1番から4番、並びに6番から8番
は、農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとし、原案
どおり許可することに、決しました。

つづいて、議案第56号、受付番号5番は、30aを超える農地転用事案とな
ります。受付番号5番を許可相当とすることに、賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって議案第 56 号、受付番号 5 番は、原案どおり許可相当として農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取いたします。

議 長

次に、議案第 57 号「農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請について」を上程いたします。

議案について、事務局より説明願います。

事務局

堀江主事より説明いたします。

議案第 57 号、農地法第 5 条の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更について、令和 2 年 1 月 10 日提出、筑西市農業委員会・会長・水柿重壽。次のページをお願いします。

関係する事業内容のため、番号 1 番、2 番併せて説明いたします。

番号 1 番、転用事業者：東京都中野区中央五丁目、許可を受けた申請者：筑西市樋口、樋口字上沼。台帳地目：田、現況地目：畑、面積：595 m²、許可年月日：令和元年 6 月 6 日許可相当。許可を受けた申請者の方がもう一人いらっしゃいます。栃木県真岡市久下田西二丁目、樋口字上沼、畑、畑、314 m²、令和元年 6 月 6 日許可相当。

2 番、東京都調布市染地 2 丁目、栃木県真岡市久下田、樋口字上沼、田、雑種地、327 m²、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積 531 m²、令和元年 6 月 6 日許可相当。

申請地は、真岡鐵道真岡線久下田駅の南東側約 370m、県道岩瀬二宮線の北側約 70m に位置する、鉄道駅から概ね 500m 以内の第 2 種農地です。令和元年 6 月の総会にて許可相当となっておりますが、施工に際し、太陽光発電設備の規模を縮小する計画となり、今回の計画変更にいたっております。なお、規模縮小により当該計画から除かれた土地につきましては、議案第 56 号、番号 6 番、7 番にて周辺での事業のための資材置場として別途申請がされております。以上です。

議 長

只今、事務局より説明がありました。

ここで、調査委員の報告を 1 番よりお願いします。

坂入進
委 員

12、坂入です。

1 番、2 番をご報告いたします。前年 24 日に書類確認及び現地確認を行いました。1 番、2 番共に前回、太陽光設置目的で許可してあった物件であります。太陽光の変更理由としては、面積を減らして資材置場にするということであり、電話確認をしたところなのですが、非常に繋がりにくい電話だったのですが、やっと無事繋がりました、双方とも電話確認で間違いはないということでありました。特に問題ないと思われませんが、更なる皆様方のご審議をよろしくお願いたします。

議 長

調査委員の報告は、以上でございます。

ご質疑がありましたら、お願いします。

委員

「異議なし」

議長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。

議案第 57 号を採決いたします。

議案第 57 号は、許可後の事業計画の変更でありますので、県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとする、及び、原案どおり事業計画変更申請の承認書を発行することに、賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって議案第 57 号は、県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとし、原案どおり承認書を発行することに、決しました。

議長

次に、議案第 58 号「買受適格証明願（3 条）について」を上程いたします。議案について、事務局より説明願います。

事務局

倉持主任より説明いたします。

議案第 58 号、買受適格証明願（3 条）について、令和 2 年 1 月 10 日提出、筑西市農業委員会・会長・水柿重壽。次のページをお願いいたします。

番号、申請人、申請土地の表示、台帳地目、現況地目、面積、競売入札期間、願出人の経営面積、従業者数、備考の順に朗読いたします。

1 番、筑西市関本下、関本上字深町、田、田、2,715 m²令和 2 年 1 月 31 日から令和 2 年 1 月 31 日まで、2,179a、2(2)、公売。

提案理由。競(公)売に参加するにあたり、農地法第 3 条の規定による権利の取得者として不適格でないことの証明を行うものである。なお、当該買受適格証明書の交付を受けた者が、最高価買受申出人又は次順位買受申出人となり、3 条許可の申請書を提出した場合において、農業委員会の会長が、買受適格証明書の交付時と事情が異なっていると認めた時を除き、許可できるものとする。以上です。

議長

只今、事務局より説明がありました。

ここで、調査委員の報告をお願いします。

齊藤一弥
委員

24 番、齊藤です。

この申請人の方ですが、同じ私たちの地区で、同じような経営をしている方です。この方は普通作を中心に、露地野菜を経営しております。日頃から規模拡大、さらに最近は、法人化をしまして従業員を雇いながら規模拡大中の方です。買受に適格人であると思いますので、証明を発行していただきたいと

思います。

議 長 調査委員の報告は、以上でございます。
ご質疑がありましたら、お願いします。

議 長 宮山委員。

宮山繁治 8番、宮山です。
委員 今回の内容で、公売の入札期間なのですが、1日ということよろしいのでしょうか。

議 長 入札は、1日しかないのですよね。

議 長 齊藤委員。

齊藤一弥 公売に限っては、私も経験がありますが、1日です。裁判所の競売に限って
委員 は、入札期間がございます。

議 長 はい、そういうことであります。

議 長 他、ご質疑がありましたら、お願いします。

委 員 「異議なし」

議 長 異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結
いたします。

議案第58号を採決いたします。

議案第58号は、原案どおり買受適格証明（3条）を発行することに、賛成の
委員は挙手を願います。

（挙手全員）

挙手全員。よって議案第58号は原案どおり、買受適格証明（3条）を発行す
ることに、決しました。

議 長 次に、議案第59号「現況確認証明（非農地証明）について」を上程いたしま
す。

議案について、事務局より説明願います。

事務局 堀江主事より説明いたします。

議案第59号、現況確認証明（非農地証明）について、令和2年1月10日提出、

筑西市農業委員会・会長・水柿重壽。次のページをお願いします。

番号1番、申請人：筑西市蓬田、申請土地の表示：蓬田字山の入、台帳地目：畑、現況地目：山林、面積：5,164㎡、現況：山林。

申請地は県道岩瀬二宮線の北側約1.3km、県道つくば真岡線の東側約1.49kmに位置する土地です。平成10年には、農地ではないとして「航空写真」を添付し、証明願が出されております。

2番、筑西市小林、小林字八軒坪、田、宅地、78㎡、外1筆、合計2筆、合計面積117㎡、住宅敷地。

申請地は、国道50号バイパスの北側約405m、県道高田筑西線の西側約780mに位置する土地です。平成6年には、農地ではないとして「航空写真」を添付し、証明願が出されております。

3番、筑西市樋口、樋口字城山、畑、山林、1,223㎡、山林。

申請地は、真岡鐵道真岡線久下田駅の南東側約367m、県道岩瀬二宮線の北側約218mに位置する土地です。平成10年には、農地ではないとして「航空写真」を添付し、証明願が出されております。

4番、筑西市樋口、樋口字城山、畑、山林、201㎡、山林。

申請地は、真岡鐵道真岡線久下田駅の南東側約365m、県道岩瀬二宮線の北側約215mに位置する土地です。平成10年には、農地ではないとして「航空写真」を添付し、証明願が出されております。

5番、筑西市石原田、石原田字上坪、畑、宅地、330㎡、住宅敷地。

申請地は、国道294号線の西側約663m、国道50号バイパスの東側約447mに位置する土地です。昭和61年には、農地ではないとして「航空写真」を添付し、証明願が出されております。

6番、筑西市赤浜、赤浜字谷原道、畑、宅地、240㎡、外1筆、合計2筆、合計面積278㎡、住宅敷地。申請地は、県道赤浜上大島線の北側約50m、県道下妻真壁線の南東側約223mに位置する土地です。平成10年には、農地ではないとして「航空写真」を添付し、証明願が出されております。

7番、筑西市寺上野、寺上野字北中割、山林、山林、14,766㎡の内10,266㎡、山林。

申請地は、県立明野高校の南南西側約1.15km、県道下妻真壁線の東側約212mに位置する土地です。平成2年には、農地ではないとして「航空写真」を添付し、証明願が出されております。以上です。

議長

只今、事務局より説明がありました。

ここで、調査委員の報告を1番よりお願いします。

飯島
新九郎
委員

10番、飯島です。

1番を説明いたします。12月26日に書類確認後、現地を協和地区の農業委員、農地利用最適化推進全員で確認しました。この場所は10年以上前から山林状態で畑とみられるような山ではありません。畑ではありません。実際、筑西市でも山というのは、私たちの集落の方しか高山はないので。その裾にあって田ん

ぼと山と離れている場所なのですが、完全にその高い山に含まれる畑だったので、現在は山林の状態なのですが。全員が非農地証明を発行してもよいのではと一致しましたので皆様の更なるご審議をよろしくお願いいたします。

議長 2番をお願いします。

宮山繁治 8番、宮山です。

委員 2番、3番、4番についてご報告いたします。まず2番につきましては、今現在、砂利敷きになっています。地目にある現況の宅地に間違いがないということで、20年もが経過しておるところであります。つづきまして、3番と4番なのですが、こちらにつきましては、隣合わせであり、非農耕地でありまして、山奥であり現況山林が妥当であると思います。こちらも20年が経過しております、非農地証明には問題なしと思います。更なる皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 5番をお願いします。

吉田隆一 3番、吉田です。

委員 5番についてご報告いたします。書類審査後、現地を確認しました。現地につきましては、庭は舗装され周囲は塀になっており、完全に宅地でした。20年以上も経過しており、非農地証明は妥当だと思えます。更なる皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 6番をお願いします。

齊藤秀樹 5番、齊藤です。

委員 6番、7番についてご報告いたします。書類審査及び現地確認をしてみました。まず6番につきましては、母屋を新築するにあたって、以前から庭として使用していた土地が農地であったために是正したいということで、確認をした委員の皆様全員が宅地ということで納得しておりましたが、更なる皆様のご審議をよろしくお願いいたします。つづきまして7番ですが、山林といことで証明願いが提出されており、そうとう前には耕作されていたようにはみえたのですが、周りが山林に囲まれておりまして、そのまま放棄地となり山林となってしまったような現状だと思われまます。こちら確認をした委員の皆様全員が納得しておりましたが更なる皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 調査委員の報告は、以上でございます。
ご質疑がありましたら、お願いします。

委員 「異議なし」

議長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。

議案第 59 号を採決いたします。

議案第 59 号は、原案どおり現況確認証明（非農地証明）を発行することに、賛成の委員は挙手を願います。

（挙手全員）

挙手全員。よって議案第 59 号は、原案どおり現況確認証明（非農地証明）を発行することに、決しました。

議長

次に、議案第 60 号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）について」を上程いたします。

議案について、事務局より説明願います。

事務局

菊地副参事より説明いたします。

議案第 60 号、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）について、令和 2 年 1 月 10 日提出、筑西市農業委員会・会長・水柿重壽。次のページをお願いします。

はじめに、この決議を行うこととなった経緯について説明いたします。昨年 10 月に、奈良県の農業委員会の会長による農地法違反、大分県では会長が収賄の疑いにより逮捕されるなど、過去 1 年間で 4 件の不祥事があったことから、全国農業会議所では、昨年 11 月 28 日の全国農業委員会会長代表者集会において、農業委員会組織として改めて綱紀粛正の徹底を図るため「農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ」が決議されました。県農業会議では、全国農業委員会ネットワーク機構及び全国農業会議所から、「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議の実施及び今後の対応について」の通知を受け、各市町村の農業委員会において、各委員が法令を遵守し公正・公平な職務遂行による農地制度の適正執行に努めることを徹底するために、令和 2 年 1 月までの農業委員会の総会において「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」を実施することとなりました。また、この申し合わせ決議は、毎年度 1 回以上実施し、総会議事録に残すこととされており、それでは、15 ページになります、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）を朗読させていただきます。

農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）。私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。1 番、農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り

適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第 31 条の議事参与の制限、同第 33 条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。2 番、農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。令和 2 年 1 月 10 日。筑西市農業委員会。以上でございます。ご審議の程お願いいたします。

議長 只今、事務局より説明がありました。
ご質疑がありましたら、お願いします。

議長 齊藤委員。

齊藤一弥委員 24 番、齊藤です。
中段の記書の下、農業委員会法第 31 条の議事参与の制限と記入されていますが、これはどういうことなのでしょうか。

事務局 少々お待ちください。
お答えいたします。
農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない、と謳われております。こちらが議事参与の制限でございます。

多数委員 もう一度お願いします。

事務局 農業委員会の委員、本人ですね、委員本人、他は、同居の親族、若しくは配偶者、に関する案件については、議事に参加することができない、ということでございます。

齊藤一弥委員 ありがとうございます。

不特定委員 席を立つ、ということですね。

議長 他、ご質疑がありましたら、お願いします。

議長 吉原委員。

吉原一雄委員 23 番、吉原です。
そうかなと憶測はしていたのですが、よかったです。先日、桜川市の友人と話をする機会があったのですが、その時に筑西市の農業委員会のホームページ

の公表の仕方について非常によくできていると、桜川市の市民の方から羨まれるような話を受けまして、大変褒めていたものですから、皆さんにご報告です。

議長 はい、ありがとうございました。

議長 他、何かございましたら、お願いします。

委員 「異議なし」

議長 異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。

議案第 60 号を採決いたします。

議案第 60 号は、原案どおり農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）に賛成の委員は挙手を願います。

（挙手全員）

挙手全員。よって議案第 60 号は、原案どおり農業委員会の法令遵守の申し合わせを決議することに、決しました。

次に、日程第 5、報告第 48 号から第 51 号を、事務局より説明願います。

事務局 田所次長より、説明いたします。

報告第 48 号、農地法第 3 条第 1 項第 13 号の規定による届出について、令和 2 年 1 月 10 日提出、筑西市農業委員会・会長・水柿重壽。次のページをお願いいたします。公益社団法人茨城県農林振興公社が農地中間管理機構の特例事業のために売買により農地を取得するものです。

報告第 49 号、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について、令和 2 年 1 月 10 日提出、筑西市農業委員会・会長・水柿重壽。次のページをお願いいたします。市街化区域内の権利移動に伴う農地転用届出です。駐車場 1 件、住宅敷地拡張 1 件、自己住宅 1 件、貸し駐車場 3 件、合計 6 件です。

つづきまして、報告第 50 号、制限除外の農地移動届出について、令和 2 年 1 月 10 日提出、筑西市農業委員会・会長・水柿重壽。次のページをお願いいたします。制限除外の農地移動届出です。調整池設置に関する届出で、農地法施行規則第 53 条第 5 号の規定により、転用許可は不要です。

報告第 51 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の報告について、令和 2 年 1 月 10 日提出、筑西市農業委員会・会長・水柿重壽。次のページをお願いいたします。農地法第 18 条第 6 項の規定に基づく合意解約について通知のあったものです。報告件数は 45 件です。報告は以上でございます。よろしくお願いたします。

議 長

只今、事務局より報告がありました。この件につきましては、報告でございますので、ご了承願います。

議案はこれで全て議了いたしました。

これにて令和元年度第10回筑西市農業委員会定例総会を閉会といたします。

総会会議の顛末を記録し、その公平なることを証して議長は議事録署名委員とともに署名する。

令和2年1月10日

議 長

署名委員

署名委員